

皆野町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」

平成30年3月23日

皆野町農業委員会

第1 基本的な考え方

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、皆野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成30年3月)	632.4 ha	59.4 ha	9.4%
目標 (平成36年3月)	614.9 ha	56.4 ha	9.2%

【目標設定の考え方】

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図り新規参入の促進を図ることで解消目標値の解消を目指す。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

（ア）農業委員と推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地利用関係の調整を行う。

（イ）農地パトロールは利用意向調査の実施時期にかかわらず適宜実施し、遊

休農地等の早期発見に努める。

(ウ) 利用状況調査および利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（農地ナビ）」に反映する。

(エ) 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。

(オ) 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地について、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成30年3月)	632.4 ha	4.9 ha	0.8%
目標 (平成36年3月)	614.9 ha	7.1 ha	1.2%

【目標設定の考え方】

農地利用最適化交付金における担い手への農地集積面積目標面積に向けて集約することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

(ア) 地域における農業者等による話し合いの場の企画や積極的な参加により、地域ごとの人と農地の問題や農業者の意見、地域資源などの把握に努め、「人・農地プラン」の作成、見直しに主体的に取り組む。

(イ) 遊休農地の情報、高齢農業者等の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報の共有を図り、農地の集約のための利用調整及び利用権設定や農地中間管理事業の活用を推進する。

第4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現状 (平成30年3月)	1人 0.4 ha	0法人 0 ha
目標 (平成36年3月)	5人 2 ha	1法人 1 ha

【目標設定の考え方】

「皆野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び過去 5 年間の新規参入状況に基づき新たに農業経営を営もうとする個人や法人を目標数として設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

(ア) 埼玉県・埼玉県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）等関係機関と連携し、参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地の斡旋に努めるなど積極的な支援を行う。

(イ) 担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用し、積極的な企業の参入の推進を図る。

(ウ) 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規参入者等を促進する。